

関係学生団体各位

第1、第2体育館使用ルールに違反した団体に対するペナルティー

第1、第2体育館使用ルールに違反した団体に対するペナルティーの手続きを以下のとおり定める。主たる使用ルール違反としては、

- ・使用終了時に自分の団体のものであるか否かに関わらず全てのゴミをゴミ箱に捨てることを怠った場合
 - ・使用終了時に自分の団体のものであるか否かに関わらず全ての放置物を放置物一時保管カゴに入れることを怠った場合
 - ・フロア内で飲食した場合（運動時の水分補給を除く）
 - ・土足で入館した場合
- が挙げられる。

1回目：注意（ルールを遵守するように注意を与える）

2回目：警告（次の違反により、部会内で審議の上で利用停止になる旨の警告を与える）

3回目：利用停止(1ヶ月)

4回目：利用停止(6ヶ月)

5回目：利用停止(12ヶ月)

ただし、喫煙した場合は、ただちに利用停止(上限を12ヶ月とする)とする。

利用停止については、身体運動部会が審議して最終的に決定する。その際、個別の事情を考慮して停止の期間を増減することがある。利用停止が決定した際は、団体は、決定後3日以内に、団体の責任者（学生）の署名入りの始末書を、学生支援課と身体運動部会へ提出すること。提出日より所定の期間、使用を禁止する。

身体運動部会